

「中華人民共和國商標法改正草案（意見募集稿）」に関する意見

意見項目	修正提案	修正理由
第十四条 【登要件】	下記の通り、下線部分の追加を提案する； 「登録出願に係る商標は、顕著な特徴を有し、容易に識別でき、公序良俗に違反してはならず、かつ他人の先に取得した合法的権利又は <u>合法的</u> 權益 と抵触してはならない。 別途の規定がある場合を除き、同一の出願人は、同一の商品又は役務について、一つの同一商標のみを登録しなければならない。」	「權益」は法律上保護された利益を主に指しているのかもしれないが、權益だけでは広範に解される可能性がある。現行商標法や専利法においても權益のみの文言はなく「合法的權益」となっていることから、これに合わせるべきと考える。 また、「又は」がどれとどれを並列にしているのか定かでない。
第二十一条 【重複登録の禁止】 第六項	「他の正当な理由がある場合」の明確化を要望する。	改正草案に関する説明五(二)によれば企業の商標ブランドのグレードアップ・最適化及び正当な目的のための出願は規制対象ではないとのことだが、どのような行為が規制対象から外れることとなるのか例示列举を希望する。 なお、馳名商標保護の目的で悪意の出願を抑止するために行われる防衛出願については「正当な理由」として解釈され運用上も認められるべきである。
第二十三条 【先行権利の保護】	下記の通り、下線部分の追記を提案する； 「商標登録出願は、先に存在する他人の権利又は <u>合法的</u> 權益を侵害してはならない。 他人が先に使用している一定の影響のある商標を不正な手段で抜け駆け登録してはならない。 他人が既に登録又は使用し、一定の影響を有する企業名(略称、商号、グループ名などを含む)、社会組織名は前項でいう「先に存在する他人の権利又は權益」に含まれる。」	「權益」は法律上保護された利益を主に指しているのかもしれないが、權益だけでは広範に解される可能性がある。現行商標法や専利法においても權益のみの文言はなく「合法的權益」となっていることから、これに合わせるべきと考える。

<p>第三十四条</p>	<p>下記の通り、取消線部分の削除と下線部分の追記を提案する；</p> <p>「審査の過程において、国务院の知的財産権行政部門が、商標登録出願の内容に関して説明又は補正が必要と判断したときは、審査意見書を発送し、出願人に説明又は補正を要求<u>しなければならない</u>。出願人が説明又は補正を行わないときは、国务院の知的財産権行政部門の審査決定に影響を及ぼさない。」</p>	<p>出願人が説明、補正ができる機会が行政段階では復審の1回のみに限られている。出願人の便宜や国際ハーモナイゼーションの観点から審査段階での説明、補正の機会を与えていただきたい。</p>
<p>第三十五条 【申請の拒絶】</p>	<p>下記の通り、下線部分の追記を提案する；</p> <p>「登録出願に係る商標が、この法律の関連規定に合致していない場合、又は審査を経て既に受理された商標登録出願が、<u>いずれかの指定商品又は役務について</u>受理の条件を満たしていないことが発覚した場合、国务院の知的財産権行政部門は出願を拒絶し、公告しない。」</p>	<p>拒絶は指定商品ごとではなく出願ごとであることを明確にする案で、これによって現在の運用の変更を法定することになる。</p> <p>この修正によって、出願人が、拒絶をされなかった指定商品のみについての商標登録を強く希望しない等の理由で拒絶を受け入れるケースが一定数発生し、結果として不使用登録商標を減らす効果があると思われる。有名商標の冒認出願が、その有名商標の所有者自身の登録商標とは非類似の細かい指定商品のみについて公告された場合、有名商標の所有者の異議申立の負担が発生する（しかもこの場合は馳名商標の認定が必要になる）が、そのような負担も防ぐことができる。</p> <p>左記の修正と併せて、第三十四条の修正案として、拒絶理由がある出願についての審査意見書の発送（少なくとも、指定商品の一部について第二十四条違反（先行商標との抵触）があった場合に抵触商品の削除補正の機会を与えること）を義務にすることを提案する。</p>
<p>第三十八条 【拒絶に係る復審】</p> <p>第四十四条 【絶対的理由による無効宣告】</p>	<p>復審請求期限について、改正案の「15日」からの延長を要望する。</p>	<p>特に在外者は中国弁護士からの連絡・応答に時間を要するケースが多く、実質的な検討時間が限られる。検討時間の確保のため左記延長を要望する。（ご参考：人民法院への提訴期限は「30日」）</p>

<p>第五十一条 【取消復審】</p>		
<p>第六十一条 【商標の使用状況の説明】</p>	<p>第六十一条全体の削除を要望する。</p>	<p>使用状況説明の提出は、権利者のほか、当該説明を受理・審査する当局の負担を増加させるものである。使用状況説明書の審査がどの程度精緻に行われるかは定かではないが、万一、最も問題視されている悪意の冒認出願人による不誠実な使用状況説明書の提出が受理されることとなれば、結局、問題の抜本的な解決にはならず、状況の改善は期待できない。これまで、中国商標法においては自社ブランドの保護のために不使用商品役務であっても防衛的にそれらの商標を出願する行為は、同じく使用を目的としない商標であっても、いわゆる「悪意」の冒認出願とは区別され、取り締まるべき対象から除外されて扱われてきていると理解している。しかしながら、今回の改正案は、第五条および第二十二条の改正案からも、両者の区別が薄れつつある印象を受ける。本改正がなされると自社ブランド保護のためにある程度許容されてきた商標出願に基づく登録も、本条の説明義務により使用説明ができず登録から5年で権利が抹消されることとなるため、それら登録抹消された商品役務を狙い、ブランドの著名性にただ乗りする悪意のある模倣品ビジネスが横行することも想定されるところ、著名ブランド保有者は自社登録が無いため迅速な権利行使手段が絶たれ、案件対応のために多大な費用と労力をかけることを強いられることが容易に想像でき、非常に懸念している。</p> <p>使用義務への関心が不足していることが改正の趣旨とのことだが、不使用商標に対する取締まりは既存の不使用取消審判により目的を達成することは十分に可能である。本改正で最も影響を受けるのは真正なブランド保有者であることは明白であるため、善意のブランド保有者の合</p>

		理的な自社ブランド保護努力が正しく機能する 法制度の設計を望む。
--	--	-------------------------------------

(以上)